

秋田市告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間 別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日 令和4年11月21日
- 3 縦覧期間 令和4年11月21日から同年12月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 別	旧 新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	牛島兎谷地1号線	秋田市櫛山字石塚谷地13番3地先		295.40	4.90 ～6.00
	新	牛島兎谷地1号線	秋田市櫛山城南新町13番2地先		295.40	4.90 ～6.00
市道	旧	外旭川山崎1号線	秋田市外旭川字山崎383番1地先		422.70	3.00 ～6.60
	新	外旭川山崎1号線	秋田市外旭川字山崎383番1地先		422.70	3.00 ～6.60
市道	旧	外旭川山崎3号線	秋田市外旭川字水口8番3地先		182.50	4.00 ～6.00
	新	外旭川山崎3号線	秋田市外旭川字水口8番3地先		182.50	4.00 ～6.00